

令和 8 年 3 月定例月議会

令和 8 年 3 月 2 4 日

## 総務教育常任委員会

### 資料

関連議案	案件名	所管課	ページ
議案第 2 4 号	長浜市公告式条例の一部改正について	総務課	2
議案第 2 6 号	長浜市行政手続条例の一部改正について	総務課	3
議案第 3 5 号	長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部改正について	総務課	6
議案第 4 2 号	損害賠償の額を定めることについて	北部管理課	1 0
議案第 2 7 号	長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について	人事課	1 4
議案第 3 9 号	財産の取得について	契約管理課 (学校給食課)	2 3

総務部

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第24号
所管課	総務課

## 長浜市公告式条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨・理由

地方自治法の改正により、条例を公布する際に行う「普通地方公共団体の長の署名」について、「自署」に加え「電子署名」によることも可能となったことを受け、本市条例の一部を改正します。

### 2 改正内容

「自署」に加え、「電子署名」によることができることとします。

### 3 施行期日

公布の日から施行します。

### 4 新旧対照表

新	旧
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名(<u>地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。</u>)しなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならぬ。</p> <p>2 (略)</p>

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第26号
所管課	総務課

## 長浜市行政手続条例の一部改正について

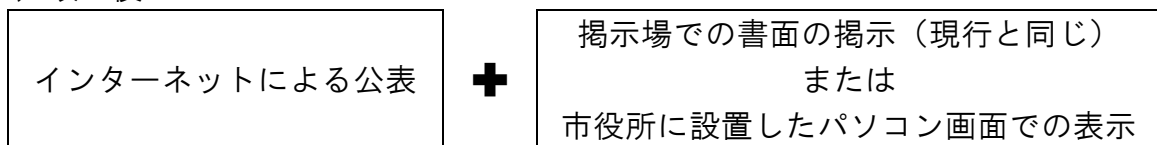
### 1 改正の趣旨・理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により、行政手続法（平成5年法律第88号）が改正されたことから、本市においても同様の改正を行います。

### 2 主な改正内容

本条例による「聴聞の通知」または「弁明の機会の付与の通知」について、通知の相手方の所在が判明しない場合の通知方法を次のとおり改めます。

#### (1) 改正後



#### (2) 現行

掲示場での書面の掲示

### 3 施行期日

令和8年5月21日（改正行政手続法の施行日に同じ。）

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

長浜市行政手続条例の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p><b>第15条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>(代理人)</p> <p><b>第16条</b> 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(代理人)</p> <p><b>第16条</b> 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(聴聞の主宰)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(聴聞の主宰)</p> <p><b>第19条</b> (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>
<p>(続行期日の指定)</p> <p><b>第22条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける</u></p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p><b>第22条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法</u></p>

新	旧
<p>通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p><b>第29条</b> <u>第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「第28条第1項の通知を受けた者（第29条において準用する第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>について準用する。この場合において、<u>同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p><b>第29条</b> <u>第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「第28条第1項の通知を受けた者（第29条において準用する第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）」と、「聴聞が終結する時」とあるのは「弁明書の提出期限」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</u></p>

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第35号
所管課	総務課

## 長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨・理由

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号）により、公益通報者の範囲が特定受託業務従事者（いわゆる「フリーランス」）にも拡大されたほか、事業者による禁止行為が規定されたことを受け、本市条例についても同様の改正をします。

### 2 主な改正内容

#### （1）公益通報者の範囲拡大

内部公益通報者及び外部公益通報者の範囲に特定受託業務従事者を追加します。

#### （2）内部公益通報者に対する禁止行為の明記

正当な理由がある場合を除き、長浜市の次の行為を禁止するほか、①に違反してされた合意等は無効とします。

- ①公益通報をしない旨の合意をすることを求めること
- ②公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げること
- ③公益通報者である旨を明らかにすることを要求すること
- ④公益通報者を特定することを目的とする行為をすること

### 3 施行期日

令和8年12月1日（改正公益通報者保護法の施行日に同じ。）

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

長浜市公益通報及び不当要求行為等の対策に関する条例の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(次号カにおいて「一般職の職員」という。)及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する市の職員をいう。</p> <p>(2) 職員等 職員及び次に掲げる者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)</u>で、市を役務の提供先とするもの</p> <p>ウ 市と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。)</p> <p>エ <u>市から業務委託(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)第2条第3項に規定する業務委託をいう。以下同じ。)</u>を受けて、当該業務委託に係る業務に従事する特定受託業務従事者(同条第2項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下同じ。)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 第6条第1項の規定に基づく公益通報の日前1年以内に一般職の職員又はアからオまでのいずれかの者(アに規定する役員を除く。)であった者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 公益通報 職員等が、法令違反行為等(市政執行上において法令違反行為又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれのある行為。以下同じ。)が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合に、不正の防止のため市があらかじめ定めた窓口に対して行う通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で行う通報を除く。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 外部公益通報 職員等以外の者であって、アからオまでのいずれかに該当するもの(以下「外部の労働者等」という。)が、当該アからオまでに定める事業者(以下「役務提供先」という。)又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報対象事実(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。)が生じ、又はまさに生じ</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(次号オにおいて「一般職の職員」という。)及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する市の職員をいう。</p> <p>(2) 職員等 職員及び次に掲げる者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者で、市を役務の提供先とするもの</u></p> <p>ウ 市と請負契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 第6条第1項の規定に基づく公益通報の日前1年以内に一般職の職員又はアからエまでのいずれかの者(アに規定する役員を除く。)であった者</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 公益通報 職員等が、法令違反行為等(市政執行上において法令違反行為又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれのある行為。以下同じ。)が生じ、又はまさに生じようとしていると思慮する場合に、不正の防止のため市があらかじめ定めた窓口に対して行う通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で行う通報を除く。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 外部公益通報 職員等以外の者であって、アからエまでのいずれかに該当するもの(以下「外部の労働者等」という。)が、当該アからエまでに定める事業者(以下「役務提供先」という。)又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報対象事実(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。)が生じ、又はまさに生じ</p>

新	旧
<p>ようとしている旨を、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する市の機関に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行う通報を除く。</p> <p>ア 労働者又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前1年以内に自ら使用していた事業者（イに定める事業者を除く。）</p> <p>イ 派遣労働者又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前1年以内に受けていた事業者</p> <p>ウ 特定受託業務従事者又は特定受託業務従事者であった者 当該特定受託業務従事者に係る特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する特定受託事業者をいう。以下同じ。）又は特定受託事業者であった者に業務委託をし、又は当該通報の日前1年以内に業務委託をしていた事業者</p> <p>エ アからウまでに定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは派遣労働者（以下この号において「労働者等」という。）若しくは労働者等であったもの又は特定受託業務従事者若しくは特定受託業務従事者であった者 当該他の事業者</p> <p>オ （略）</p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>(10) 不当要求行為 特定要求行為のうち、暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うもの及び次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為</p> <p>（公益通報）</p> <p>第6条 職員等は、職務上の行為又は市の行政運営に関し、法令違反行為等があると<u>思料</u>し、通報の必要があると認め</p>	<p>ようとしている旨を、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当る行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する市の機関に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行う通報を除く。</p> <p>ア 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前1年以内に自ら使用していた事業者（次のイに定める事業者を除く。）</p> <p>イ 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前1年以内に受けていた事業者</p> <p>ウ ア及びイに定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者</p> <p>エ （略）</p> <p>(8)・(9) （略）</p> <p>(10) 不当要求行為 特定要求行為のうち、暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴うもの及び次に掲げるものをいう。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに公務の執行に支障を生じさせる行為</p> <p>（公益通報）</p> <p>第6条 職員等は、職務上の行為又は市の行政運営に関し、法令違反行為等があると<u>思慮</u>し、通報の必要があると認め</p>

新	旧
<p>たときは、公益通報をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長等は、職員等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。</u></p> <p><u>4 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。</u></p> <p><u>5 市長等は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。</u></p> <p>(外部公益通報)</p> <p><b>第18条</b> 外部の労働者等は、通報対象事実があると<u>思料</u>し、通報の必要があると認めるときは、外部公益通報をすることができる。</p>	<p>たときは、公益通報をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(外部公益通報)</p> <p><b>第18条</b> 外部の労働者等は、通報対象事実があると<u>思慮</u>し、通報の必要があると認めるときは、外部公益通報をすることができる。</p>

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第42号
所管局・課	北部管理課

## 損害賠償の額を定めることについて

### 1. 事件の概要等

西浅井分庁舎の敷地内において、市内在住の女性（以下「被害者」という。）が運転する車両が、庁舎敷地内に設置してある横断側溝に乗り入れた際、側溝蓋（グレーチング）を受けているコンクリートの一部が破損落下、その衝撃で車両が跳ね上げられたことにより、車両に被害を与えたもの。

当該事故車両の所有者（被害者の夫）は、事故車両の補償について、市が加入する損害保険によらず、車両所有者が加入する車両保険を適用されたため、保険法第25条の規定により、当該車両保険金を支払った保険会社が事故車両の損害賠償請求権を代位取得し、市に対して求償があったことから、損害賠償金を支払うもの。

### 2. 損害賠償の額 2,749,000 円

### 3. 主な経過

- 令和7年9月4日 事故発生、被害者見舞、木之本警察署による実況見分
- 令和7年9月5日 来庁者の安全確保のため庁舎進入口を封鎖
- 令和7年10月27日 事故原因である側溝の修繕工事着工、庁舎進入口の封鎖解除
- 令和7年12月3日 保険会社から車両所有者へ保険金の支払い
- 令和7年12月5日 保険会社から代位求償

### 4. その他

当該事故により、本件損害賠償とは別に、被害者及び車両所有者との示談及び損害賠償金の支払いを行っており、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決処分している。

	相手方	損害賠償額	内 訳	摘 要
1	被害者 (車両の運転者)	14,036 円	治療費、薬代、慰謝料、 通院交通費	令和7年12月27日 専決処分済み
2	車両所有者 (被害者の夫)	567,180 円	レッカー費用、代車費用、 次車両購入諸費用 (当該車両は全損)	令和7年12月27日 専決処分済み
3	保険会社	2,749,000 円	車両	今回の損害賠償



# 事故原因となった横断側溝

遠景



近景



# 事故車両



ボンネットの歪み、ドアの歪み



車両下部の損傷・部品脱落



エアコンユニットの脱落

事故発生時の対応（庁舎進入口封鎖状況）



今回破損箇所

事故現場の状況（12月末時点）



所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第27号
所管課	人事課

## 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨・理由

令和7年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、「第2種初任給調整手当の新設」及び「通勤手当の見直し」を行うため、関係条例の一部を改正するものです。

### 2 一部改正予定の条例

- (1) 長浜市職員の給与に関する条例  
(平成18年長浜市条例第45号)
- (2) 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
(令和元年長浜市条例第37号)
- (3) 長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(令和4年長浜市条例第37号)

### 3 改正内容

#### (1) 第2種初任給調整手当の新設

最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設します。

#### (2) 通勤手当の見直し

- ①自動車等の使用者に対する通勤手当について、条例に規定していた自動車等の使用距離に応じた区分(通勤手当月額)を廃止し、上限月額66,400円を定める規定に改めます。また、同区分については、規則へ委任する形に変更し、「100km以上(手当月額66,400円)」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設します。

※現在の上限区分(手当月額)は「60km以上(手当月額38,700円)」です。

- ② 駐車場等の利用に対する通勤手当(駐車場手当)の上限を、月額2,000円(駐車場料金の半額)から月額5,000円(駐車場料金の全額)に引き上げます。

自動車等の使用距離区分と通勤手当額

区分	自動車等の使用距離（片道）	手当月額
現行	5 km 未満	2,000 円
	5 km 以上 10km 未満	4,200 円
	10km 以上 15km 未満	7,300 円
	15km 以上 20km 未満	10,400 円
	20km 以上 25km 未満	13,500 円
	25km 以上 30km 未満	16,600 円
	30km 以上 35km 未満	19,700 円
	35km 以上 40km 未満	22,800 円
	40km 以上 45km 未満	25,900 円
	45km 以上 50km 未満	29,100 円
	50km 以上 55km 未満	32,300 円
	55km 以上 60km 未満	35,500 円
	60km 以上 65km 未満	38,700 円
新設	65km 以上 70km 未満	42,200 円
	70km 以上 75km 未満	45,700 円
	75km 以上 80km 未満	49,200 円
	80km 以上 85km 未満	52,700 円
	85km 以上 90km 未満	56,200 円
	90km 以上 95km 未満	59,600 円
	95km 以上 100km 未満	63,000 円
	100km 以上	66,400 円

※令和8年4月1日からは、上記の内容を「長浜市職員の給与に関する規則（平成18年長浜市規則第31号）」に規定します。

- 4 施行期日  
令和8年4月1日

- 5 新旧対照表  
別紙のとおり

長浜市職員の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(第1条関係)

新	旧
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第6条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、<u>第1号及び第3号に掲げる職に係るもの</u>にあつては採用の日から35年以内、第2号及び第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額417,600円</p> <p>(2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額10,000円</p> <p>(3) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前2号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額52,100円</p> <p>(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるもの 月額2,500円</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年長浜市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。</p> <p>2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p>第6条の4 <u>初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、</u>当該各号に定める額を超えない範囲内の額を第1号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号及び第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号、第2号及び第3号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額417,600円</p> <p>(2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額10,000円</p> <p>(3) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前2号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額52,100円</p> <p>(4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で規則で定めるもの 月額2,500円</p>

新	旧
<p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。</p>	<p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p>
<p>3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第1種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p><u>第6条の5 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第8条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、<u>第2種初任給調整手当</u>を支給する。</u></p>	
<p>2 <u>第2種初任給調整手当の月額</u>は、規則で定めるところにより<u>基準額と特定額との差額を月額に換算した額</u>とする。</p>	
<p>3 <u>第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p>	
<p>4 前3項に規定するもののほか、<u>第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (通勤手当)</p>	<p>(通勤手当)</p>
<p>第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常</p>	<p>第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常</p>

新	旧
<p>例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>	<p>例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p>
<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額</u>（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）<u>に、自動車等を駐車するための施設を併せて利用している場合にあっては、2,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額</u></p> <p>ア <u>自動車等の使用距離</u>（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員</u> 4,200円</p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員</u> 7,300円</p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キ</u></p>

新	旧
	<p>ロメートル未満である職員 10,400円  オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キ  ロメートル未満である職員 13,500円  カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キ  ロメートル未満である職員 16,600円  キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キ  ロメートル未満である職員 19,700円  ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キ  ロメートル未満である職員 22,800円  ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キ  ロメートル未満である職員 25,900円  コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キ  ロメートル未満である職員 29,100円  サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キ  ロメートル未満である職員 32,300円  シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キ  ロメートル未満である職員 35,500円  ス 使用距離が片道60キロメートル以上であ  る職員 38,700円</p>
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p>
<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この条において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この条において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給</p>

新	旧
<p>単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第6項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p>	<p>単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第5項</u>において「特別料金等相当額」という。）</p>
<p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額</p>	<p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額</p>
<p>4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>	<p>4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>
<p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）</u>を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>	
<p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p>	
<p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p>	
<p>6 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 <u>通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</u></p>	<p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p>
<p>8 通勤手当を支給される職員につき、離職その</p>	<p>7 通勤手当を支給される職員につき、離職その</p>

新	旧
他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。	他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては1か月）をいう。	8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1か月）をいう。
10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。	9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

## 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(第2条関係)

新	旧
(会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当（ <u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u> ）、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。 (初任給調整手当) 第8条 給与条例第6条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。 第8条の2 <u>給与条例第6条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員に適用される給料表は、第4条に規定する給料表とし、当該フルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号俸は、第5条及び第6条の規定により決定された級及び号俸とする。</u>	(会計年度任用職員の給与) 第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。 2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。 (初任給調整手当) 第8条 給与条例第6条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

長浜市職員の給与に関する条例の一部改正の一部改正

(第3条関係)

新	旧
<p>附 則 (令和4年12月22日条例第37号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 長浜市職員の給与に関する条例附則第18項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>長浜市職員の給与に関する条例</u>の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>長浜市職員の給与に関する条例第6条の5第1項及び第16条第3項</u>の規定を適用する。</p> <p>6 <u>長浜市職員の給与に関する条例第16条の2第1項</u>の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 <u>長浜市職員の給与に関する条例第4条第1項</u>から第8項まで、第6条の4及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。 (その他の経過措置の規則への委任)</p>	<p>附 則 (令和4年12月22日条例第37号) (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 <u>この条例による改正後の長浜市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)</u>附則第18項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>の規定を適用する。</p> <p>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例第16条第3項</u>の規定を適用する。</p> <p>6 <u>新給与条例第16条の2第1項</u>の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 <u>新給与条例第4条第1項</u>から第8項まで、第6条の4及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。 (その他の経過措置の規則への委任)</p>

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第39号
所管課	契約管理課（学校給食課）

## 財産の取得について

### 1. 入札経過

#### 入札経過書

物品番号	令和7年度 長南学給セ第77号
物品名称	長浜南部学校給食センター厨房機器更新
納入場所	長浜市南田附町535番地 長浜南部学校給食センター
契約方法	一般競争入札
入札日時	令和8年1月30日（金） 午前9時30分執行
入札場所	長浜市役所本庁舎5階 契約管理課
予定価格	非公表
最低制限価格	無

（入札の執行状況） 単位：円(税抜)

商号又は名称	第1回入札額	結果	備考
1 (株) サンコー製作所	76,500,000	落札	
2 (株) 滋賀厨房	80,000,000		
3 (株) クリエイト	81,000,000		
4 (株) アイホー 京都営業所	無効		

### 2. 契約相手方

長浜市一の宮町4番41号  
株式会社サンコー製作所 代表取締役 堀畑 和也

### 3. 契約金額

84,150,000円（税込）

### 4. 納入期限

令和8年7月17日（金）から令和8年8月20日（木）まで

### 5. 取得財産の概要

①ガス式スチームコンベクションオーブン	7台
②専用ラックカート	7台
③ガス式連続フライヤー	1台
④油煙除去装置	2台
⑤冷却沈殿ろ過タンク	1台
⑥油切コンベア	1台
⑦新油タンク	1台
⑧廃油タンク	1台

【参考】

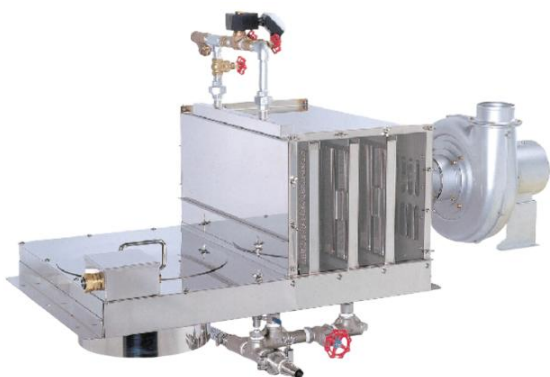
①ガス式スチームコンベクションオーブン



③ガス式連続フライヤー



④油煙除去装置



⑤冷却沈殿ろ過タンク

